

パントンカラーリソース P.J ポイントカード利用規約

(2014 年 3 月 25 日 (火) 改訂)

第 1 条 (ポイントカードの発行および取扱い)

1. パントンカラーリソース P.J (以下、「PJ」といいます。) は、PJ にご来店の上、PJ メンバー登録をされたお客様に対し、「パントンカラーリソース P.J ポイントカード」(以下、「ポイントカード」といいます。) の発行をいたします。なお、同一のお客様が同時に複数枚のポイントカードの発行を受けることはできません。
2. ポイントカードの発行を受けられた時点で、お客様はポイントカードの所定箇所に署名するものとします。万一この署名の不備によりお客様が不利益を被られた場合であっても、PJ は一切の損害を補償しません。
3. ポイントカードは、他人への貸与もしくは譲渡または担保として提供することはできません。
4. ポイントカードの発行を受けられることにより、お客様は本規約を承諾されたものとみなします。

第 2 条 (ポイントカードのご利用)

1. ポイントカードに署名されたお客様のみが、本規約の定めに従い、ポイントカードをご利用いただけるものとします。なお、ポイントカードに署名されたお客様ご本人であることを確認させていただくために、身分証明書のご提示をお願いする場合があります。
2. ポイントカードはパントンカラーリソース P.J 東京店及び大阪店のみでご利用可能です。
3. お客様は、本規約および PJ の定めるところに従って、ポイントカードをご利用になるものとします。お客様に本規約に反するポイントカードのご利用、お取扱い、または不正利用があった場合、その他 PJ が相当と認める場合には、PJ は、お客様のポイントカードのご利用を停止し、お客様に対してポイントカードの返却を求めることができるものとします。

第 3 条 (ポイントの付与)

1. ポイント (以下、「ポイント」といいます。) は、お客様が PJ 店舗にてポイント付与対象商品をご購入の際、会計時ポイントカードを提示された場合に限り、ポイントカードに所定の印字方法によりお客様に対して付与されるもの

とします。尚、商品ご購入時以外は原則としてポイントの付与を行いません。

2. ポイントは、商品ご購入金額 500 円 (税別) につき 25 ポイントの割合で付与されます。
3. PJ が実施する各種キャンペーン・セール等に付随して、PJ の裁量によりポイントの付与率、付与対象商品を変更する場合があります。
4. ポイント使用時のお会計金額についてはポイント付与されません

第 4 条 (ポイント付与可能期間)

1. ポイントカードへポイントを付与できる期間 (以下、「ポイント付与可能期間」といいます。) は、最初にポイントカードを発行した日もしくはその後の最終ご利用日から 1 年間とします。
2. ポイント付与可能期間満了までに一度もご利用のないポイントカードは、ポイント付与可能期間の満了をもって失効し、当該ポイントカードに累積されているポイントもすべて失効します。ポイント付与可能期間経過後は理由の如何を問わず、当該ポイントカードへ新たなポイントの付与はなされず、また当該ポイントカードに累積されたポイントの他のポイントカードへの移行、統合もしくは払戻し、または還金はいたしません。

第 5 条 (ポイントのご利用)

1. 第 4 条に定めるポイント付与可能期間内にポイントカードに累積したポイント数が 1000 ポイント以上となった場合、1000 ポイント単位で利用可能で 1000 ポイント=1000 円としてご利用いただけます。
2. ポイントは PJ 店舗でご購入の場合のみ利用可能で、オンラインショップではご利用いただけません。
3. 一度にご使用いただけるポイントは 3000 ポイントとまでとさせていただきます。
4. ポイント利用額が購入金額を上回る場合の差額はお返しできません。

第6条（ポイントの制限）

1. ポイントは、現金、クレジットカード、またはその他PJが指定する方法で商品購入代金をお支払の場合に限り、これを付与いたします。
2. ポイント使用時のお会計金額についてはポイント付与されません。
3. お客様が複数枚のポイントカードにポイントを累積された場合であっても、ポイントの移行、統合もしくは払戻し、または還金はいたしません。
4. ポイントの換金はいたしません。

第7条（本サービスご利用の一時停止）

1. PJは、以下の各号のいずれかに該当する場合、お客様の本サービスのご利用の全部または一部を停止する措置をとることができます。
 - (1) 本サービスを運用するための体制または設備に障害が発生したとき
 - (2) 天災地変、戦争、テロ行為、暴動、騒乱、労働争議その他の非常事態の発生により、本サービスの運用が困難になったとき、またはそのおそれがあるとき
 - (3) その他、PJが本サービスの全部または一部の運用を停止することがやむを得ないと認める相当の事由があるとき
2. PJは、本サービスの維持管理および公正な本サービス提供のために必要な点検・確認を行う場合、その他PJが必要と認める場合は、PJが適当と判断する方法でお客様に事前に通知して、本サービスの全部または一部を停止する措置をとることができるものとします。ただし、緊急の場合においては、PJはお客様に事前に通知することなくかかる停止の措置をとることができるものとします。
3. PJは、前2項に基づく本サービスの停止によって生じたお客様の損害については、一切その責任を負わないものとします。

第8条（ポイントの調整等）

1. お客様に対してポイントを付与した後に、ポイント付与の対象となった商品の払戻しがなされた場合には、付与したポイントの取消しも同時に行うものとします。
2. お客様は、ポイントカードまたはポイントカードに累積されたポイントの換金および払戻し等を一切請求することができないものとします。

第9条（ポイントカードの管理責任）

1. ポイントカードは、お客様が自己の責任において管理されるものとします。万一、ポイントカードの紛失、盗難または第三者の不正利用等によりお客様に不利益が生じた場合であっても、PJはいかなる責任も負いません。
2. 紛失または盗難によりポイントカードを喪失した場合には、お客様の申し出により手数料¥200をお支払いいただく事でカードの再発行をいたします。その場合、元のポイントカードは無効となり、累積していたポイントの新カードへの移行もなされないものとします。

第10条（その他）

1. 本サービスは、本規約のほか、ポイントカード裏面に記載する条件に従うものとします。なお、本規約とポイントカード裏面の記載に齟齬がある場合には、本規約の定めが優先するものとします。
2. 本規約の解釈等に疑義が生じた場合には、PJは信義誠実の原則に基づいて決するように努め、お客様はその決定に従うものいたします。
3. 本規約に基づく事項に関してPJとお客様との間に紛争が生じた場合は、PJ 東京店を統括する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第11条（本規約の変更）

PJは、PJが必要と認める場合、お客様に対する事前の通知をすることなく、本規約を変更することができるものとし、PJが合理的と判断する方法でこれを公表するものとします。なお、かかる変更はPJが別段の定めをしない限り、上記に定める公表がなされた時点をもって効力を生じるものとします。

附則

本規約は、平成26年 3月25日からこれを適用します。